

郵便またはインターネットによる  
議決権行使期限

2019年6月26日(水)  
午後5時まで

 琉球銀行

証券コード: 8399

第 **103** 期

# 定時株主総会 招集ご通知

日時

2019年6月27日(木)  
午前10時(受付開始: 午前9時)

場所

那覇市泉崎2丁目46番地  
ANAクラウンプラザホテル沖縄  
ハーバービュー2階 彩海の間

## 目次

■ 第103期定時株主総会招集ご通知	1
■ 株主総会参考書類	
第1号議案 剰余金の処分の件	5
第2号議案 取締役10名選任の件	6
第3号議案 取締役および監査役の報酬額改定の件	13
第4号議案 取締役(社外取締役を除く)に対する議決制限付株式の付与のための報酬決定の件	14
添付書類	
■ 事業報告	19
■ 計算書類	30
■ 連結計算書類	32
■ 監査報告書	34
株主総会会場のご案内	

スマートフォンでの議決権行使は  
「QRコード」をご利用ください。



詳しくはP4へ

## お願い

- ・当日ご出席の際は、お手数ながら同封の**議決権行使書用紙**を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ・会場の駐車場は大変な混雑が予想されます。駐車できない場合もありますので、なるべく公共交通機関をご利用の上ご来場くださいますようお願い申し上げます。(会場の案内図は末尾をご参照ください)

株 主 各 位

那覇市久茂地1丁目11番1号  
株式会社 琉球銀行  
取締役頭取 川 上 康

## 第103期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当銀行第103期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

**なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネット（電磁的方法）により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、2頁「④議決権の行使についてのご案内」をご参照のうえ、議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。**

敬 具

### 記

- ① 日 時 2019年6月27日（木）午前10時
- ② 場 所 那覇市泉崎2丁目46番地  
ANAクラウンプラザホテル沖縄ハーバービュー 2階 彩海の間
- ③ 目的事項
- 報告事項 ①第103期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）事業報告および計算書類報告の件
- ②第103期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
- 決議事項 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役10名選任の件
- 第3号議案 取締役および監査役の報酬額改定の件
- 第4号議案 取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

#### ④ 議決権の行使についてのご案内

議決権の行使には、次の3つの方法がございます。

詳細は  
3頁～4頁  
をご覧ください



##### 株主総会に 出席される場合

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

**開催日時** 2019年6月27日(木)  
午前10時



##### 郵送による 議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するようご返送ください。

**行使期限** 2019年6月26日(水)  
午後5時まで



##### インターネット(電磁的方法) による議決権行使の場合

当銀行指定の議決権行使ウェブサイト(<https://evote.tr.mufg.jp/>)にアクセスし、行使期限までに賛否をご入力ください。

**行使期限** 2019年6月26日(水)  
午後5時まで

- ① 郵送(議決権行使書面)及びインターネット(電磁的方法)の双方により議決権を行使された場合は、インターネット(電磁的方法)による議決権行使を有効なものとして取り扱わせていただきます。
- ② インターネット(電磁的方法)により複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後のインターネット(電磁的方法)による議決権行使を有効なものとして取り扱わせていただきます。

以上

▶ 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、以下の事項につきましては、法令および当銀行定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当銀行ウェブサイト(<https://www.ryugin.co.jp/corporate/ir/message/>)に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。

##### 1. 事業報告

- ① 当行の現況に関する事項のうち、「使用人の状況」、「営業所等の状況」及び「その他銀行の現況に関する重要な事項」
- ② 会社役員(取締役、監査役)に関する事項のうち「責任限定契約」
- ③ 社外役員に関する事項のうち「社外役員の兼職その他の状況」
- ④ 当行の新株予約権等に関する事項
- ⑤ 会計監査人に関する事項
- ⑥ 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針
- ⑦ 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況
- ⑧ 特定完全子会社に関する事項
- ⑨ 親会社等との間の取引に関する事項
- ⑩ 会計参与に関する事項
- ⑪ その他

##### 2. 計算書類等

- ① 個別注記表
- ② 株主資本等変動計算書
- ③ 連結注記表
- ④ 連結株主資本等変動計算書

したがって、本招集ご通知の添付書類は、会計監査人が会計監査報告書を作成するに際して監査をした計算書類および連結計算書類の一部であり、監査役が監査報告書を作成するに際して監査をした事業報告、計算書類および連結計算書類の一部であります。

▶ 株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当銀行ウェブサイト(<https://www.ryugin.co.jp/corporate/ir/message/>)に掲載させていただきます。

# インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。なお、スマートフォンをご利用の方は同封の議決権行使書副票（右側）に記載された「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことにより、「ログインID」および「仮パスワード」が入力不要でアクセスできます。

議決権行使期限

2019年6月26日（水）午後5時まで

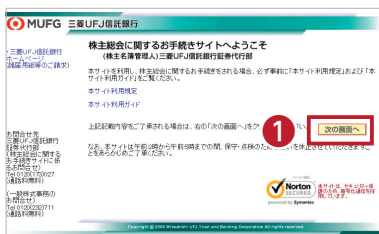


## 「議決権行使ウェブサイト」による方法

### 1 議決権行使ウェブサイトへアクセス

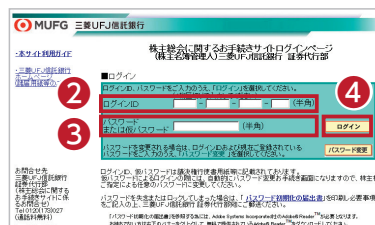
下記のアドレスより議決権行使ウェブサイトへアクセス。

議決権行使ウェブサイト  
<https://evote.tr.mufg.jp/>



①「次の画面へ」をクリック。

### 2 ログインする



議決権行使書用紙に記載された  
②「ログインID」および  
③「仮パスワード」をご利用いただき、  
④「ログイン」をクリック。

以降は画面の入力案内に従って番号をご入力ください。



- 株様以外の第三者による不正アクセス（「なりすまし」）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株様には、議決権行使ウェブサイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知いたします。

### ■ 議決権行使ウェブサイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話（iモード、EZweb、Yahoo!ケータイ）\*から当銀行の指定する議決権行使ウェブサイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取扱いを休止します。）
- (2) インターネット接続にファイアウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバー等をご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- (3) 携帯電話による議決権行使は、iモード、EZweb、Yahoo!ケータイのいずれかのサービスをご利用ください。また、セキュリティ確保のため、暗号化通信（TLS通信）および携帯電話情報送信が不可能な機種には対応していません。
- (4) インターネットによる議決権行使は、2019年6月26日（水）の午後5時まで受付いたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点がございましたら後記ヘルプデスクへお問い合わせください。

\*「iモード」は㈱NTTドコモ、「EZweb」はKDDI㈱、「Yahoo!」は米国Yahoo!Inc.の商標または登録商標です。



## 「QRコード行使」による方法

スマートフォンでの議決権行使は、「ログインID」「仮パスワード」の入力が不要になりました。



同封の議決権行使書副票(右側)に記載された「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことで、ログインいただけます。

※上記方法での議決権行使は1回に限ります。

※二回目以降のログインの際は左記のご案内に従ってログインしてください。

### ■ 議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して発生する費用(インターネット接続料金等)は、株主様のご負担となります。

また、携帯電話をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

インターネットによる議決権行使に関してご不明な点につきましては、以下にお問い合わせさせていただきますようお願い申し上げます。

### 【議決権電子行使プラットフォームについて】

管理信託銀行等の名義株主様(常任代理人様を含みます。)につきましては、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当銀行株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、当該プラットフォームをご利用いただけます。

インターネットによる  
議決権行使に関する  
お問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部(ヘルプデスク)

電話番号 0120-173-027 (受付時間 9:00~21:00、通話料無料)

# 株主総会参考書類

---

## 議案および参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

当行は、内部留保の充実に努めつつ、業績や金融環境および将来的な株主価値向上の観点等を含め総合的に勘案して配当を実施していくことを基本方針としております。

上記基本方針および当期業績結果を総合的に勘案し、当期末の配当につきましては、基本方針に基づき次のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

普通株式1株につき金17円50銭とさせていただきたいと存じます。なお、この場合の配当総額は750,017,503円となります。これにより、当期の年間配当金は、中間配当金の1株につき金17円50銭と合わせ1株につき金35円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2019年6月28日

## 第2号議案 取締役10名選任の件

取締役全員（10名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役10名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、当行は取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化する観点から、取締役会の任意の諮問機関としてコーポレートガバナンス委員会を設置しており、取締役候補者につきましては、同委員会の審議を経て決定しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当行における地位	
①	金城 棟 啓	代表取締役会長	再任
②	川上 康	代表取締役頭取	再任
③	松原 知之	代表取締役専務	再任
④	普久原 啓之	常務取締役	再任
⑤	渡嘉敷 靖	常務取締役	再任
⑥	城間 泰	常務取締役	再任
⑦	井口 郁	取締役本店営業部長	再任
⑧	伊志嶺 達朗	執行役員法人事業部長	新任
⑨	下地 芳郎	社外取締役	再任 社外
⑩	譜久山 當則	社外取締役	再任 社外



生年月日  
1954年8月2日生  
所有する当行の株式数  
8,500株  
取締役会への出席状況  
15回/15回 (100%)

1 <sup>きん</sup> <sup>じょう</sup> 金城 <sup>とう</sup> <sup>けい</sup> 棟 啓

再任

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1977年 4月	当行入行	[当行における担当]
2001年 4月	同リスク管理部長	監査部
2004年 6月	同執行役員総合企画部長	
2005年 6月	同取締役総合企画部長	
2008年 6月	同常務取締役	
2012年 4月	同代表取締役頭取	
2017年 4月	同代表取締役会長	
	現在に至る	

取締役候補者とした理由

金城棟啓氏につきましては、リスク管理部長、取締役総合企画部長、常務取締役、代表取締役頭取等を歴任し、2017年4月より代表取締役会長を務めている経験および実績等からみて、当行の経営管理を的確、公正、かつ効率的に遂行することができる知識および経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者と認められることから、取締役候補者としました。



生年月日  
1961年8月19日生  
所有する当行の株式数  
5,200株  
取締役会への出席状況  
15回/15回 (100%)

2 <sup>かわ</sup> <sup>かみ</sup> 川 上 <sup>やすし</sup> 康

再任

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1985年 4月	当行入行	2017年 4月	同代表取締役頭取
2010年12月	同コザ支店長		現在に至る
2012年 6月	同営業統括部長		
2013年 6月	同執行役員営業統括部長		
2014年 6月	同取締役営業統括部長		
2015年 6月	同取締役総合企画部長兼 関連事業室長		
2016年 6月	同常務取締役		

取締役候補者とした理由

川上康氏につきましては、取締役営業統括部長、取締役総合企画部長、常務取締役等を歴任し、2017年4月より代表取締役頭取を務めている経験および実績等からみて、当行の経営管理を的確、公正、かつ効率的に遂行することができる知識および経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者と認められることから、取締役候補者としました。





生年月日

1958年9月14日生

所有する当行の株式数

3,500株

取締役会への出席状況

15回/15回 (100%)

### 3 松原 知之

再任

#### 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1983年 4月	当行入行	2015年 6月	同常務取締役
2008年 6月	同審査部長	2017年 4月	同代表取締役専務
2011年 6月	同執行役員審査部長		現在に至る
2012年 6月	同執行役員事務統括部長	.....	
2013年 6月	同取締役事務統括部長	[当行における担当]	
2014年 6月	同取締役総合企画部長兼 関連事業室長	営業統括部・営業推進部・事務統括部・ 事務集中部	

#### 取締役候補者とした理由

松原知之氏につきましては、執行役員審査部長、取締役事務統括部長、取締役総合企画部長、常務取締役等を歴任し、2017年4月より代表取締役専務を務めている経験および実績等からみて、当行の経営管理を的確、公正、かつ効率的に遂行することができる知識および経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者と認められることから取締役候補者としてしました。



生年月日

1960年9月27日生

所有する当行の株式数

2,600株

取締役会への出席状況

15回/15回 (100%)

### 4 普久原 啓之

再任

#### 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1984年 4月	当行入行	2016年 6月	同取締役総合企画部長兼 関連事業室長
2007年 6月	同名護支店長	2017年 4月	同常務取締役
2010年 6月	同コンサルティング営業 部長		現在に至る
2012年 6月	同人事部長	.....	
2014年 6月	同執行役員人事部長	[当行における担当]	
2015年 6月	同取締役営業統括部長	審査部・リスク統括部	

#### 取締役候補者とした理由

普久原啓之氏につきましては、コンサルティング営業部長、執行役員人事部長、取締役営業統括部長、取締役総合企画部長等を歴任し、2017年4月より常務取締役を務めている経験および実績等からみて、当行の経営管理を的確、公正、かつ効率的に遂行することができる知識および経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者と認められることから、取締役候補者としてしました。



生年月日  
1961年9月25日生  
所有する当行の株式数  
2,200株  
取締役会への出席状況  
15回/15回 (100%)

と か し き やすし  
**5 渡嘉敷 靖**

再任

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1985年 4月	当行入行	2017年 4月	同常務取締役 現在に至る
2006年 4月	同普天間支店長		
2009年 4月	株式会社OCS 専務取締役		
2012年 6月	当行小祿支店長		
2014年 6月	同本店営業部長		
2015年 6月	同執行役員本店営業部長		
2016年 6月	同取締役営業推進部長		

[当行における担当]  
法人事業部・証券国際部・法人営業部

取締役候補者とした理由

渡嘉敷靖氏につきましては、執行役員本店営業部長、取締役営業推進部長等を歴任し、2017年4月より常務取締役を務めている経験および実績等からみて、当行の経営管理を的確、公正、かつ効率的に遂行することができる知識および経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者と認められることから、取締役候補者としてしました。



生年月日  
1962年4月12日生  
所有する当行の株式数  
3,200株  
取締役会への出席状況  
14回/15回 (93.3%)

しろ ま やすし  
**6 城間 泰**

再任

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1985年 4月	当行入行	2017年 6月	同取締役総合企画部長兼 関連事業室長
2004年 2月	同上ノ蔵支店長	2018年 4月	同常務取締役 現在に至る
2006年 6月	同西崎支店長		
2008年10月	同西原支店長		
2014年 6月	同事務統括部長		
2015年 6月	同執行役員人事部長		
2017年 4月	同執行役員総合企画部長 兼関連事業室長		

[当行における担当]  
総合企画部・人事部・総務部

取締役候補者とした理由

城間泰氏につきましては、事務統括部長、執行役員人事部長、取締役総合企画部長等を歴任し、2018年4月より常務取締役を務めている経験および実績等からみて、当行の経営管理を的確、公正、かつ効率的に遂行することができる知識および経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者と認められることから、取締役候補者としてしました。



生年月日  
1962年3月5日生  
所有する当行の株式数  
1,200株  
取締役会への出席状況  
11回/11回 (100%)

7 <sup>い</sup> <sup>ぐち</sup> 井 口 <sup>かおる</sup> 郁

再任

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1986年 4月 当行入行  
2010年12月 同浦添支店長  
2013年 6月 同安謝支店長  
2015年 6月 同営業推進部長  
2016年 6月 同執行役員営業統括部長  
2017年 4月 同執行役員本店営業部長  
2018年 6月 同取締役本店営業部長  
現在に至る

取締役候補者とした理由

井口郁氏につきましては、営業推進部長、執行役員営業統括部長、執行役員本店営業部長等を歴任し、2018年6月より取締役本店営業部長を務めている経験および実績等からみて、当行の経営管理を的確、公正、かつ効率的に遂行することができる知識および経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者と認められることから、取締役候補者としてしました。



生年月日  
1963年1月29日生  
所有する当行の株式数  
3,300株  
取締役会への出席状況  
-回/-回 (-%)

8 <sup>い</sup> <sup>し</sup> <sup>みね</sup> 伊 志 嶺 <sup>たつ</sup> <sup>ろう</sup> 達 朗

新任

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1986年 4月	当行入行	2016年 6月	同コンサルティング 営業部長
2007年 6月	同西原支店長	2017年 4月	同法人事業部長
2012年12月	同営業統括部 融資推進グループ長	2017年 6月	同執行役員法人事業部長
2015年 6月	同営業推進部法人 ビジネス推進グループ長		現在に至る

取締役候補者とした理由

伊志嶺達朗氏につきましては、営業推進部法人ビジネス推進グループ長、コンサルティング営業部長、法人事業部長等を歴任し、2017年6月より執行役員法人事業部長を務めている経験および実績等からみて、当行の経営管理を的確、公正、かつ効率的に遂行することができる知識および経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者と認められることから、新たに取締役候補者としてしました。



生年月日  
1957年9月12日生  
所有する当行の株式数  
0株  
取締役会への出席状況  
14回/15回 (93.3%)

9 <sup>しも</sup> <sup>じ</sup> <sup>よし</sup> <sup>ろう</sup>  
下地 芳郎

再任  
社外

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1981年 5月	沖縄県入庁	2016年 6月	当社社外取締役
2009年 4月	沖縄県観光商工部 観光振興課長	2018年 4月	琉球大学国際地域創造学 部教授
2011年 4月	沖縄県文化観光スポーツ部 観光政策統括監		現在に至る
2013年 4月	琉球大学観光産業科学部 教授 学長補佐	[重要な兼職の状況] 琉球大学国際地域創造学部教授	
2016年 4月	同学部長		

社外取締役候補者とした理由

下地芳郎氏につきましては、当行の独立役員の独立性判断基準を満たし、行政機関における豊富な経験や大学教授としての専門的な知見により、当行取締役会における率直・活発で建設的な検討への貢献が期待できる者と認められることから、社外取締役候補者としました。なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行していただけると判断しております。



生年月日  
1950年11月8日生  
所有する当行の株式数  
0株  
取締役会への出席状況  
10回/11回 (90.9%)

10 <sup>ふ</sup> <sup>く</sup> <sup>やま</sup> <sup>まさ</sup> <sup>のり</sup>  
譜久山 當 則

再任  
社外

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1973年 4月	沖縄振興開発金融公庫 入庫	2018年 6月	当社社外取締役 現在に至る
1999年 3月	同調査部長	[重要な兼職の状況] なし	
2003年 3月	同融資第一部長		
2007年 4月	同理事		
2009年 5月	同副理事長		
2012年 7月	同理事長		
2016年 6月	同理事長退任		

社外取締役候補者とした理由

譜久山當則氏につきましては、当行の独立役員の独立性判断基準を満たし、公的金融機関の理事長経験に基づく金融全般に関する豊富な経験と専門的な知見により、当行取締役会における率直・活発で建設的な検討への貢献が期待できる者と認められることから、社外取締役候補者としました。

- 注 1. 各取締役候補者と当行の間には、特別の利害関係はありません。
2. 下地芳郎、譜久山當則の両氏は、社外取締役候補者であります。
3. 下地芳郎氏は、現在当行の社外取締役であり、社外取締役在任期間は本総会終結の時をもって3年であります。
4. 譜久山當則氏は、現在当行の社外取締役であり、社外取締役在任期間は本総会終結の時をもって1年であります。
5. 当行は下地芳郎、譜久山當則の両氏を独立役員として株式会社東京証券取引所および証券会員制法人福岡証券取引所に届け出ており、両氏が取締役に再任され就任した場合は、引き続き両氏を独立役員とする予定であります。
6. 当行は、会社法第427条第1項および当行定款の規定に基づき、下地芳郎氏および譜久山當則氏との間において会社法第423条第1項に定める損害賠償責任の限度額を、同法第425条第1項各号に定める金額の合計額とする責任限定契約を締結しております。なお、両氏が取締役に再任され就任した場合は、当該契約を継続する予定であります。

(ご参考)当行の独立役員の独立性判断基準につきましては、17頁から18頁に記載しております。

### 第3号議案 取締役および監査役の報酬額改定の件

当行の取締役の報酬額は、1989年6月29日開催の第73期定時株主総会において、月額14百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）、また監査役の報酬額は、1982年6月23日開催の第66期定時株主総会において月額3百万円以内とそれぞれご承認いただき今日に至っております。以来当行では、この報酬限度額の範囲内でそれぞれ取締役、監査役に基本報酬を支給し、賞与については支給の都度、定時株主総会でのご承認を受けてきました。また、2011年6月10日開催の第95期定時株主総会において、当行の取締役に対して年額80百万円以内かつ新株予約権900個以内、監査役に対して年額13百万円以内かつ新株予約権150個以内でストック・オプション報酬を支給することにつきご承認をいただいております。

当行は、取締役等の報酬について公正性、客観性を確保するため、社外取締役を委員長とし過半数を独立役員で構成するコーポレートガバナンス委員会を、取締役会の諮問機関として2015年11月より設置しております。このたび当行ではコーポレートガバナンス委員会での審議を踏まえて株式報酬制度の導入を予定していますが、取締役の報酬が当行の持続的な企業価値の向上に向けた健全なインセンティブとして機能するよう、「基本報酬」（固定）、「役員賞与」（短期業績連動）及び「株式報酬」（株価及び中長期業績連動）の3種類により構成された報酬制度へ改定いたします。

つきましては、取締役の報酬限度額を月額から年額に改め、取締役に対する基本報酬と賞与を当該報酬限度額の範囲内で、取締役会決議により支給することとしたうえで、取締役の報酬限度額は現行の月額報酬額を年額換算した金額と同額である年額168百万円以内（うち社外取締役の報酬額は年額15百万円以内。また、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まず。）と改定させていただきたいと存じます。なお、社外取締役については、その職務内容を勘案し、賞与は支給しないものいたします。

また、監査役の報酬限度額についても、現行の月額報酬額を年額換算した金額と同額である年額36百万円以内と改定させていただきたいと存じます。なお、監査役については、その職責に鑑み基本報酬のみを支給し、賞与は支給しないものいたします。

現在の取締役は10名（うち社外取締役2名）、監査役は4名（うち社外監査役3名）ありますが、第2号議案「取締役10名選任の件」が原案どおり承認可決された場合も各々員数に変更はありません。

#### 第4号議案 取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当行の取締役の報酬額は、1989年6月29日開催の第73期定時株主総会において、月額14百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）、2011年6月10日開催の第95期定時株主総会において、当行の取締役に対して年額80百万円以内でストック・オプション報酬を支給することにつきご承認をいただいております。また、本総会におきまして提案しております第3号議案「取締役および監査役の報酬額改定の件」を株主の皆さまにご承認頂いた場合は、当行の取締役の報酬は年額168百万円以内（うち社外取締役の報酬額は年額15百万円以内。また、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まず。）となります。当行では役員報酬制度の見直しの一環として、当行の取締役（社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に当行の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えると同時に、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠とは別枠で、対象取締役に対して、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することとしたいと存じます。

本議案に基づき、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権（以下「金銭報酬債権」という。）とし、その総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額80百万円以内といたします。

各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、コーポレートガバナンス委員会における審議により客観性と透明性を確保のうえ、取締役会において決定することといたします。

現在の取締役は10名（うち社外取締役2名）ですが、第2号議案「取締役10名選任の件」が原案どおり承認された場合も各々員数に変更はありません。

対象取締役は、当行の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当行の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当行の普通株式の総数は年80,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当行の普通株式の株式分割（当行の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をさ

れる当行の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する。) といたします。

また、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における当行の普通株式が上場する国内証券取引所における当行の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会の諮問機関であるコーポレートガバナンス委員会での審議を経て、取締役会において決定します。これによる当行の普通株式の発行又は処分に当たっては、当行と対象取締役との間で譲渡制限付株式割当契約（その内容の概要は以下の(1)～(5)のとおりです。以下「本割当契約」という。）を締結するものとします。

なお、本議案が承認可決されることを条件に、すでに付与済みのものを除き、取締役および監査役、執行役員に対するストック・オプション報酬制度を廃止することとし、今後取締役および監査役、執行役員に対するストック・オプションとしての新株予約権の新たな発行は行わないこととします。

### (1) 譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当を受けた日より30年間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当を受けた当行の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

### (2) 退任時の取扱い

対象取締役が各年の定時株主総会終結時からその翌年の定時株主総会終結時までの期間（以下「役務提供予定期間」という。）が満了する前に当行の取締役の地位を退任した場合には、その退任につき、死亡その他正当な理由がある場合を除き、当行は、本割当株式を当然に無償で取得する。

### (3) 譲渡制限の解除

上記(1)の定めにかかわらず、当行は、対象取締役が、本割当契約に定める役務提供予定期間中、継続して、当行の取締役の地位にあったことを条件として、本割当株式



の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

ただし、当該対象取締役が、上記（２）に定める死亡その他正当な理由により、役務提供予定期間が満了する前に、当行の取締役の地位を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数を、必要に応じて合理的に調整し、原則、退任時に譲渡制限を解除する。また、当該対象取締役が、任期満了または上記（２）に定める死亡その他正当な理由により、役務提供予定期間満了後、譲渡制限期間満了前に、当行の取締役の地位を退任した場合には、原則、その退任時に譲渡制限を解除する。当行は、上記の規定に従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

#### （４）組織再編等における取扱い

上記（１）の定めにかかわらず、当行は、譲渡制限期間中に、当行が消滅会社となる合併契約、当行が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当行の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当行の株主総会による承認を要さない場合においては、当行の取締役会）で承認された場合には当行の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当行は、上記に規定する場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

#### （５）その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当行の取締役会において定めるものとする。

なお、本議案は、第3号議案「取締役および監査役の報酬額改定の件」が承認可決されることを条件として、効力を生じるものいたします。

以上

## (ご参考)

### 独立役員の独立性判断基準

#### 1. 独立性の要件

当行において独立性のある役員とは、東京証券取引所の「上場管理等に関するガイドライン」を踏まえ、法令等により求められる社外取締役または社外監査役の要件を満たし、かつ、以下の(1)～(7)のいずれにも該当しない者とする。

- (1) 当行を主要な取引先とする者またはその業務執行者
- (2) 当行の主要な取引先またはその業務執行者
- (3) 当行から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者）
- (4) 当行の主要株主またはその業務執行者
- (5) 当行が寄付を行っている先またはその業務執行者
- (6) 最近において上記(1)から(5)までのいずれかに該当していた者
- (7) 次の①から④までのいずれかに掲げる者（重要でない者を除く）の近親者
  - ① 上記(1)から(6)までに掲げる者
  - ② 当行の子会社の業務執行者
  - ③ 当行の子会社の業務執行者でない取締役（社外監査役の独立性を判断する場合に限る。）
  - ④ 最近において前②、③または当行の業務執行者（社外監査役の独立性判断にあたっては、業務執行者でない取締役を含む）に該当していた者

#### 2. 独立性の判断基準

上記「1.」に掲げる各要件を実質的に判断する基準は、東京証券取引所の「独立役員の確保に係る実務上の留意事項」を踏まえ、以下の通りとする。

##### (1) 「主要な取引先」

上記「1. (1)・(2)」における「主要な取引先」とは、当行または取引先の事業等の意思決定に対して、親子会社・関連会社と同程度の影響を与え得る取引関係がある取引先とし、具体的な判断基準は以下の通りとする。

- ① 当行を取引先とする者については、当該取引先の直近事業年度の売上高に占める当行からの売上の割合が2%以上の場合
- ② 当行の取引先については、当行の直近事業年度の業務粗利益に占める当該取引先からの収益の割合が2%以上の場合
- ③ 与信取引先については、当行が当該取引先に対し当行の直近事業年度末の総資産の2%以上の与信を行っている場合、または、当行と同規模以上の与信取引を行っている金融機関がほかになく、かつ、当行の自己査定に基づく債務者区分等からみて、当該取引先の資金調達において当行との与信取引が必要不可欠であり、代替性がない程度に依存していると判断される場合
- ④ 預金取引先については、当該取引先が当行に対して当行の直近事業年度末の総資産の2%以上の預金を行っている場合

(2) 「業務執行者」

上記「1. (1)・(2)・(4)・(5)・(7)」における「業務執行者」の具体的な判断基準は、会社法施行規則第2条第3項第6号に規定する業務執行者とし、業務執行取締役のみならず使用人を含み、監査役は含まれない。

(3) 「多額の」

上記「1. (3)」における「多額の」の具体的な判断基準は、以下の通りとする。

- ① 当行から役員報酬以外に過去3年平均で年間10百万円以上の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計・法律等の専門家
- ② 直近事業年度の売上高に占める当行からの支払いの割合が2%以上のコンサルティング会社、会計事務所、法律事務所等の専門サービスを提供する会社に所属する者

(4) 「主要株主」

上記「1. (4)」における「主要株主」の具体的な判断基準は、議決権比率が5%を超える株主とする。

(5) 「寄付」

上記「1. (5)」における「寄付を行っている先」の具体的な判断基準は、当行から過去3年平均で年間10百万円または当該組織の年間総費用の30%のいずれか大きい額を超える寄付を受けている場合とする。

(6) 「最近」

上記「1. (6)」「1. (7)」における「最近」とは、実質的に現在、上記「1. (1)」から「1. (5)」までに掲げる事由に該当している者と同視できるような場合とし、具体的な判断基準は直近1年間に上記「1. (1)」から「1. (5)」までのいずれかに該当していた場合とする。

(7) 「重要」

上記「1. (7)」における「重要」な者とする具体的な判断基準は、以下の通りとする。

- ① 業務執行者については、各会社の役員・部長クラスの者
- ② 専門サービス会社に所属する者については、各監査法人に所属する公認会計士、各法律事務所に所属する弁護士（いわゆるアソシエイトを含む）

(8) 「近親者」

上記「1. (7)」における近親者とは配偶者または二親等内の親族とする。

3. 独立役員の選任基準

上記「1.」の(1)から(7)以外の事情で、当行の一般株主全体との間で恒常的に実質的な利益相反が生じるおそれがあると判断される場合は、独立性を認めないことがある。また、上記「1.」の(1)から(7)に該当する者であっても、当該人物の人格、識見等に照らし、当行の独立役員としてふさわしいと当行が考える者については、当該人物が会社法上の社外取締役または社外監査役の要件を充足しており、かつ、当該人物が当行の独立役員としてふさわしいと考える理由を対外的に説明することを条件に、当該人物を当行の独立役員とすることができる。

## 1. 当行の現況に関する事項

### ① 事業の経過及び成果等

#### 主要な事業内容

当行は、本店を含む営業店75ヵ店（うち出張所14）で構成され、銀行業務を中心とした金融サービスを提供しています。銀行業務では、預金業務、貸出業務、内国為替業務などを取り扱い、円滑な資金仲介機能を通して金融システムの安定、ひいては沖縄県経済の発展に向けて取り組んでいます。

#### 金融経済環境

2018年度の国内経済は、海外経済が緩やかな回復を続けるなか輸出が持ち直し、生産が緩やかに増加したことから企業収益が上向き、雇用情勢も着実に改善したことから、個人消費も持ち直し、景気は緩やかに回復しました。その一方で、終盤にかけては海外経済、特に米中通商問題の影響により中国の景気が減速し、それを受け日本の輸出が弱含み、生産が横ばいとなったことから、国内経済に減速感がみられました。

県内経済は、台風など自然災害による一時的な弱含みがあったものの入域観光客数が全体としては増勢が続いたことから、観光が好調を維持しました。また、建設も商業施設やホテル建築など高水準な設備投資により概ね好調を続けました。こうしたことから雇用環境は着実に改善し、消費が一部で暖冬の悪影響をうけたものの概ね好調に推移したことで、景気は拡大を続けました。

#### 事業の経過および成果

このような環境のもと、中期経営計画「Customer Centric2017」の2年目となった今年度は、「顧客本位の収益モデルの展開」を目標に、コンサルティング業務を通じたソリューションの提供による顧客基盤拡大、非金利収入増強を図りながら、業務効率化および人材育成改革を積極的に推し進めてまいりました。

法人ビジネス戦略では、これまで同様に、好調な県経済を支えるため資金ニーズへの積極的な対応や、事業承継支援、民事信託を活用した相続ニーズへの対応等に積極的に取り組んできました。これらに加え、事業性評価を通じたソリューションの提供によりお客様の更なる課題解決に努めるため、新たに資金繰りの支援を目的とした「長

期継続サポートローン」の取り扱いや企業の成長と沖縄県の発展を支援することを目的に「りゅうぎん地方創生応援私募債」の取り扱いを開始しました。また、昨年度に引き続き「OKINAWA STARTUP PROGRAM」を株式会社沖縄タイムス社と共同開催したほか「BORベンチャーファンド1号投資事業有限責任組合」を通じた出資を積極的に行う等、他県にはない独自のベンチャー企業（スタートアップ）の創出・育成に取り組みました。

個人ビジネス戦略では、ライフステージに応じたお客様の資産形成ニーズにお応えするため、今年度は各種セミナーを650回以上開催し情報提供に努めるとともに、商品の見直しや従業員教育の強化、投資信託販売に係る目論見書管理発行システムの導入等による事務負担軽減に取り組んでまいりました。

カード戦略では、個人向けのりゅうぎんVisaデビットカードが発行累計枚数10万枚を突破し、2018年9月からは新たに法人向けも発行を開始しました。2017年1月より取り扱いを開始しているカード加盟店サービスにおいては、当行独自のマルチ決済端末「RPG-T」にて電子マネーやQRコードの取り扱いを開始し、決済可能ブランド数を22ブランドへ増加させる等、機能強化に努めました。また、座間味村観光協会を皮切りに石垣島・宮古島・久米島の各島の商工会議所、観光協会と加盟店開拓業務の提携を開始する等、キャッシュレス化の推進・サービスの提供に努めてまいりました。これら「キャッシュレスアイランド」への実現に向けた取り組みは、内閣官房まち・ひと・しごと創生本部から2018年度の「地方創生に資する金融機関等の『特徴的な取組事例』」として選定され、内閣府特命担当大臣（地方創生担当）より表彰されております。今後も引き続き、沖縄本島のみならず、これまで金融サービスの提供が難しかった離島地域においても、金融仲介機能を発揮し地域社会の発展に寄与してまいります。

業容面では、貸出金の期末残高は、法人向けが不動産業を中心に増加したほか、個人向けも住宅ローンやアパートローンを中心に増加し、地公体向け融資も増加したことから前期末を1,011億55百万円上回る1兆7,206億44百万円となりました。預金等（譲渡性預金含む）の期末残高は、公金預金が減少したものの、個人預金、法人預金、金融預金が堅調に推移した結果、前期末を789億90百万円上回る2兆1,986億13百万円となりました。

収益面では、経常収益は、外国為替売買益の増加によるその他業務収益の増加及び保険商品販売手数料等の役務取引等収益の増加があったものの、予想損失率の算定方法をより精緻化したことによる貸倒引当金戻入益の減少等によるその他経常収益の減少及び有価証券利息配当金の減少による資金運用収益の減少により、前期を4億16百万円下回る420億54百万円となりました。

一方、経常費用は、株式等売却損等の増加等によるその他経常費用の増加、国債等債券売却損等の増加によるその他業務費用の増加及び役職定年制度の廃止等による人件費の増加及びシステム関連の先行投資等による物件費の増加による営業経費の増加等により、前期を29億45百万円上回る346億57百万円となりました。

この結果、経常利益は前期を33億62百万円下回る73億97百万円、当期純利益は前期を24億52百万円下回る53億74百万円となりました。

また、新株発行等により資本金及び資本剰余金が56億78百万円増加したことから、純資産合計は前期末を95億97百万円上回る1,148億23百万円となりました。

### 対処すべき課題

地元経済が好調に推移する一方で、日本銀行のマイナス金利政策の継続や県内外の金融機関による競争の激化により当行を取り巻く経営環境は厳しさを増しています。これらの課題解決に向け、中期経営計画「Customer Centric2017」の最終年度となる2019年度は、「顧客本位の収益モデルの実現」を経営目標に掲げ、当行グループ機能を活かしたソリューション提供によりお客様の課題解決に努めてまいります。

具体的には、人材育成改革によりお客様に付加価値の高いサービスを提供できる人材を増やしていくとともに、営業店現場改革により業務効率化を徹底的に行い、お客様と向き合う時間を創出することで顧客本位の業務運営態勢を確立させ、法人ビジネス戦略、個人ビジネス戦略、カード戦略で掲げた各施策をスピーディーに実行に移し、「顧客本位の収益モデルの実現」の達成を目指します。

今後も引き続き、「地域から親しまれ、信頼され、地域社会の発展に寄与する銀行」という経営理念を達成すべく、地域の課題解決に努め、お客様が真に求める商品・サービスの提供に努めてまいります。

## 2 財産及び損益の状況

(単位:億円)

		2015年度	2016年度	2017年度	2018年度
預	金	20,384	20,245	20,885	21,591
	定期性預金	9,160	8,498	8,060	7,629
	その他	11,224	11,746	12,825	13,962
譲渡性預金		—	229	310	394
社債		120	120	120	—
貸出金		14,655	15,300	16,194	17,206
	個人向け	5,217	5,573	5,768	6,046
	中小企業向け	7,267	7,730	8,286	8,947
	その他	2,170	1,996	2,140	2,212
有価証券		4,713	4,257	4,107	2,820
	国債	2,075	1,644	1,222	746
	地方債	150	140	82	75
	その他	2,486	2,472	2,803	1,999
総資産		22,026	22,161	23,219	23,516
内国為替取扱高		149,396	145,018	146,432	149,530
外国為替取扱高		13,960百万ドル	15,651百万ドル	13,554百万ドル	11,196百万ドル
経常利益		8,302百万円	7,414百万円	10,759百万円	7,397百万円
当期純利益		5,052百万円	5,012百万円	7,827百万円	5,374百万円
1株当たり当期純利益		132円75銭	131円58銭	205円21銭	131円29銭
信託財産		—	—	—	—
信託報酬		一百万円	一百万円	一百万円	一百万円

注 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 1株当たり当期純利益は、当期純利益を期中の平均発行済株式数(自己株式数を控除した株式数)で除して算出しております。

<ご参考> 連結業績の推移

	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度
経常収益	59,935百万円	60,717百万円	63,027百万円	62,117百万円
経常利益	10,039百万円	9,711百万円	12,395百万円	8,661百万円
親会社株主に帰属する当期純利益	10,331百万円	6,494百万円	8,785百万円	6,105百万円
包括利益	9,841百万円	3,977百万円	9,358百万円	6,108百万円
純資産額	1,082億円	1,109億円	1,179億円	1,281億円
総資産	22,401億円	22,535億円	23,587億円	23,896億円

注 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

③ 設備投資の状況

イ. 設備投資の総額

(単位:百万円)

設備投資の総額	3,055
---------	-------

- 注 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。  
 2. 上記はシステム関連投資及び店舗移転関連投資が中心で、有形固定資産の他、無形固定資産への投資を含んでおります。

ロ. 重要な設備の新設等

(単位:百万円)

内 容	金 額
ソフトウェア関連	1,905
店舗新設・移転	358
営業店等設備 (改修・更改)	310
土地	257
事務機器等	204

注 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。



#### ④ 重要な親会社及び子会社等の状況

##### イ. 親会社の状況

該当ございません。

##### ロ. 子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	設立年月日	資本金	当行が有する子会社等の議決権比率	その他
りゅうぎんビジネスサービス株式会社	那覇市久茂地1丁目9番17号	現金精査整理業務等	1983年9月16日	10百万円	100.00%	—
株式会社りゅうぎん総合研究所	那覇市壺川1丁目1番地9	産業、経済、金融に関する調査研究業務等	2006年6月28日	23百万円	100.00%	—
株式会社りゅうぎんディーシー	那覇市久茂地1丁目7番1号	クレジットカード業務等	1984年4月25日	195百万円	100.00%	—
りゅうぎん保証株式会社	那覇市壺川1丁目1番地9	信用保証業務等	1979年7月2日	20百万円	100.00%	—
株式会社OC	那覇市松山2丁目3番10号	クレジットカード業務等	2008年8月26日	279百万円	100.00%	—
株式会社琉球リース	那覇市久茂地1丁目7番1号	総合リース業務等	1972年5月10日	346百万円	100.00%	—

### 重要な業務提携の概況

1. 地方銀行64行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称ACS）を行っております。
2. 地方銀行64行と都市銀行、信託銀行、第二地方銀行協会加盟行、信用金庫、信用組合、系統農協・信漁連（農林中金、信連を含む）、労働金庫との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称MICS）を行っております。
3. 地銀ネットワークサービス株式会社（地方銀行64行の共同出資会社、略称CNS）において、データ伝送の方法により取引先企業との間の総合振込・口座振替・入金取引明細等各種データの授受のサービス等を行っております。
4. 株式会社ゆうちょ銀行との提携により、ATMの相互利用による現金自動引出し等のサービスを行っております。
5. 株式会社イーネット及び株式会社ローソン銀行と提携し、共同設置現金自動設備による現金自動引出し等のサービスを行っております。
6. 株式会社セブン銀行と提携し、現金自動設備による現金自動引出し等のサービスを行っております。
7. じゅうだん会（八十二銀行、山形銀行、筑波銀行、武蔵野銀行、阿波銀行、宮崎銀行、琉球銀行）では、システム共同化に合意し、当行は、2006年1月に八十二銀行が開発した共同版システムへの移行を実施いたしました。

### ⑤ 事業譲渡等の状況

該当ございません。

## 2. 会社役員（取締役、監査役）に関する事項

### ① 会社役員 の 状況

(年度末現在)

氏 名	地位及び担当	重要な兼職	その他
金城 棟 啓	取締役会長（代表取締役） 監査部担当		
川 上 康	取締役頭取（代表取締役）		
松 原 知 之	専務取締役（代表取締役） 営業統括部、営業推進部、 事務統括部、事務集中部担当		
普久原 啓 之	常務取締役 審査部、法人営業部、 リスク統括部担当		注1
渡嘉敷 靖	常務取締役 法人事業部、証券国際部担当		注1
城 間 泰	常務取締役 総合企画部、人事部、 総務部担当		
高 原 俊 樹	取締役 証券国際部長		注1
井 口 郁	取締役 本店営業部長		
下 地 芳 郎	取締役（社外役員）	琉球大学国際地域創造学部教授	注2,4
譜久山 當 則	取締役（社外役員）		注2,4
豊 田 良 二	監査役（常 勤）		
高 橋 俊 介	監査役（社外役員）	慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科特任教授 ピープル・ファクター・コンサルティング 代表	注3,4
中 山 恭 子	監査役（社外役員）	JTS税理士法人代表社員 公認会計士、税理士	注3,4, 5,6
北 川 洋	監査役（社外役員）		注3,4

注 1. 2019年4月1日付で次のとおり取締役の地位及び担当の変更がありました。

氏名	地位及び担当
普久原 啓之	審査部、リスク統括部担当
渡嘉敷 靖	法人事業部、証券国際部、法人営業部担当
嵩原 俊樹	取締役（非常勤）

2. 取締役下地芳郎氏及び譜久山當則氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
3. 監査役高橋俊介氏、中山恭子氏及び北川洋氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
4. 下地芳郎氏、譜久山當則氏、高橋俊介氏、中山恭子氏及び北川洋氏は、東京証券取引所及び福岡証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
5. 監査役中山恭子氏は公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 中山恭子氏の氏名は職業上使用している氏名であり、戸籍上の氏名は戸田恭子氏であります。

## ② 会社役員に対する報酬等

(単位:百万円)

区分	支給人数	報酬等
取締役	12人	162 (47)
監査役	4人	29 (7)
計	16人	191 (55)

- 注 1. 上記のほか、使用人兼務取締役に対する使用人分給与は21百万円であります。
2. 「報酬等」欄の括弧内書は、新株予約権（株式報酬型ストック・オプション）であります。
3. 報酬限度額(年額)は、取締役が168百万円、監査役が36百万円であり、株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬限度額は、上記とは別枠にて取締役が80百万円、監査役が13百万円以内の範囲内で割り当てることを株主総会で承認いただいております。

### 3. 社外役員に関する事項

#### ① 社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	取締役会及び監査役会への出席状況	取締役会及び監査役会における発言その他活動状況
下地 芳郎	2年9ヶ月	当事業年度開催の取締役会15回のうち14回出席しております。 また、監査役会にオブザーバーとして12回出席しております。	行政機関における豊富な経験や大学教授としての専門的な知見により議案等の審議に関して必要な発言を適宜行っております。
譜久山當則	0年9ヶ月	2018年6月に当行取締役に就任した後に、当事業年度開催の取締役会11回のうち10回出席しております。 また、監査役会にオブザーバーとして10回出席しております。	公的金融機関の理事長経験に基づく金融全般に関する豊富な経験と専門的な知見により議案等の審議に関して必要な発言を適宜行っております。
高橋 俊介	2年9ヶ月	当事業年度開催の取締役会15回のうち15回、監査役会14回のうち14回出席しております。	コンサルタントおよび大学教授としての豊富な経験と高い見識から、議案等の審議に関して必要な発言を適宜行っております。また監査役会においては監査結果についての意見交換や監査に関する重要事項等を協議しております。
中山 恭子	2年9ヶ月	当事業年度開催の取締役会15回のうち15回、監査役会14回のうち14回出席しております。	会計の専門家としての豊富な経験と高い見識にもとづき、議案等の審議に関して必要な発言を適宜行っております。また監査役会においては監査結果についての意見交換や監査に関する重要事項等を協議しております。
北川 洋	1年9ヶ月	当事業年度開催の取締役会15回のうち15回、監査役会14回のうち14回出席しております。	他社役員経験に基づく企業経営に関しての豊富な経験と高い見識から、議案等の審議に関して必要な発言を適宜行っております。また監査役会においては監査結果についての意見交換や監査に関する重要事項等を協議しております。

## ② 社外役員に対する報酬等

(単位:百万円)

	支給人数	銀行からの報酬等	銀行の親会社等からの報酬等
報酬等の合計	6人	14 (3)	—

注 「銀行からの報酬等」欄の括弧内書は、新株予約権（株式報酬型ストック・オプション）であります。

## ③ 社外役員の意見

特段ございません。

## 4. 当行の株式に関する事項

① 株 式 数	発行可能株式総数	65,000千株
	発行済株式の総数 (自己株式を除いております。)	42,858千株

② 当年度末株主数	13,610名
-----------	---------

## ③ 大 株 主

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	2,097千株	4.89%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,662	3.87
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	1,239	2.89
琉 球 銀 行 行 員 持 株 会	1,020	2.38
D F A I N T L S M A L L C A P V A L U E P O R T F O L I O	949	2.21
J P M O R G A N C H A S E B A N K 385632	930	2.17
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	887	2.07
G O V E R N M E N T O F N O R W A Y	867	2.02
資産管理サービス信託銀行株式会社(証券投資信託口)	783	1.82
オ リ オ ン ビ ー ル 株 式 会 社	694	1.61

注 1. 持株数等は千株未満を切り捨てて表示しております。

2. 持株比率は、自己株式（250千株）を控除のうえ算出し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

# 計算書類

## 第103期末(2019年3月31日現在)貸借対照表

(単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
現金預け金	253,544	預金	2,159,185
現金	34,045	当座預金	26,168
預け金	219,499	普通預金	1,331,224
コールローン	707	貯蓄預金	6,178
買入金銭債権	74	通知預金	284
金銭の信託	15,148	定期預金	762,964
有価証券	282,070	その他の預金	32,365
国債	74,633	譲渡性預金	39,428
地方債	7,534	債券貸借取引受入担保金	21,734
社債	55,946	借入金	47
株式	6,527	借入金	47
その他の証券	137,429	外国為替	108
貸出金	1,720,644	売渡外国為替	72
割引手形	6,957	未払外国為替	36
手形貸付	148,407	その他負債	5,810
証書貸付	1,430,179	未払法人税等	918
当座貸越	135,099	未払費用	803
外国為替	8,992	前受収益	1,182
外国他店預け	8,992	金融派生商品	19
その他資産	39,628	資産除去債務	251
前払費用	20	その他の負債	2,633
未収収益	1,775	賞与引当金	636
先物取引差入証拠金	1,188	退職給付引当金	344
金融派生商品	338	睡眠預金払戻引当金	109
中央清算機関差入証拠金	32,000	偶発損失引当金	95
その他の資産	4,306	再評価に係る繰延税金負債	2,188
有形固定資産	21,527	支払承諾	7,163
建物	5,821	負債の部合計	2,236,851
土地	12,519	純資産の部	
建設仮勘定	20	資本金	56,967
その他の有形固定資産	3,166	資本剰余金	12,937
無形固定資産	3,782	資本準備金	12,840
ソフトウェア	2,049	その他資本剰余金	97
その他の無形固定資産	1,732	利益剰余金	42,028
前払年金費用	1,256	利益準備金	2,648
繰延税金資産	2,867	その他利益剰余金	39,379
支払承諾見返	7,163	繰越利益剰余金	39,379
貸倒引当金	△ 5,733	自己株式	△ 347
資産の部合計	2,351,674	株主資本合計	111,586
		その他有価証券評価差額金	1,638
		繰延ヘッジ損益	△ 0
		土地再評価差額金	1,312
		評価・換算差額等合計	2,949
		新株予約権	286
		純資産の部合計	114,823
		負債及び純資産の部合計	2,351,674

第103期(2018年4月1日から2019年3月31日まで)損益計算書

(単位:百万円)

科 目	金 額	
経常収益		42,054
資金運用収益	29,613	
貸出金利息	26,132	
有価証券利息配当金	2,796	
コールローン利息	10	
預け金利息	85	
その他の受入利息	589	
役務取引等収益	6,786	
受入為替手数料	1,722	
その他の役務収益	5,064	
その他業務収益	2,184	
外国為替売買益	821	
商品有価証券売買益	0	
国債等債券売却益	1,362	
その他の業務収益	0	
その他経常収益	3,469	
償却債権取立益	746	
株式等売却益	1,718	
睡眠預金払戻引当金取崩額	65	
偶発損失引当金取崩額	23	
金銭の信託運用益	10	
その他の経常収益	905	
経常費用		34,657
資金調達費用	1,460	
預金利息	1,186	
譲渡性預金利息	8	
コールマネー利息	△ 28	
債券貸借取引支払利息	240	
借入金利息	0	
社債利息	53	
役務取引等費用	4,694	
支払為替手数料	346	
その他の役務費用	4,348	
その他業務費用	1,539	
国債等債券売却損	1,246	
国債等債券償還損	285	
社債発行費償却	7	
営業経費	24,153	
その他経常費用	2,809	
貸倒引当金繰入額	112	
貸出金償却	346	
株式等売却損	1,423	
株式等償却	130	
金銭の信託運用損	302	
その他の経常費用	495	
経常利益		7,397
特別利益		0
固定資産処分益	0	
特別損失		119
固定資産処分損	87	
減損損失	32	
税引前当期純利益		7,277
法人税、住民税及び事業税	1,952	
法人税等調整額	△ 49	
法人税等合計		1,903
当期純利益		5,374



# 連結計算書類

## 連結貸借対照表 (2019年3月31日現在)

(単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
現金預け金	254,210	預金	2,154,239
コールローン及び買入手形	707	譲渡性預金	31,428
買入金銭債権	74	債券貸借取引受入担保金	21,734
金銭の信託	15,148	借入金	19,120
有価証券	279,114	外国為替	108
貸出金	1,698,859	その他負債	22,557
外国為替	8,992	賞与引当金	696
リース債権及びリース投資資産	22,183	退職給付に係る負債	810
その他資産	78,328	役員退職慰労引当金	25
有形固定資産	23,985	睡眠預金払戻引当金	109
建物	6,005	偶発損失引当金	95
土地	13,188	ポイント引当金	158
リース資産	15	利息返還損失引当金	438
建設仮勘定	20	再評価に係る繰延税金負債	2,188
その他の有形固定資産	4,756	支払承諾	7,788
無形固定資産	4,266	<b>負債の部合計</b>	<b>2,261,498</b>
ソフトウェア	2,520	純資産の部	
リース資産	6	資本金	56,967
その他の無形固定資産	1,739	資本剰余金	14,275
退職給付に係る資産	479	利益剰余金	54,701
繰延税金資産	4,181	自己株式	△ 347
支払承諾見返	7,788	株主資本合計	125,596
貸倒引当金	△ 8,708	その他有価証券評価差額金	1,639
		繰延ヘッジ損益	△ 0
		土地再評価差額金	1,312
		退職給付に係る調整累計額	△ 719
		その他の包括利益累計額合計	2,232
		新株予約権	286
<b>資産の部合計</b>	<b>2,389,613</b>	<b>純資産の部合計</b>	<b>128,115</b>
		<b>負債及び純資産の部合計</b>	<b>2,389,613</b>

連結損益計算書 (2018年4月1日から2019年3月31日まで)

(単位:百万円)

科 目	金 額	
経常収益		62,117
資金運用収益	29,469	
貸出金利息	26,373	
有価証券利息配当金	2,408	
コールローン利息及び買入手形利息	10	
預け金利息	85	
その他の受入利息	590	
役務取引等収益	9,454	
その他業務収益	19,421	
その他経常収益	3,772	
償却債権取立益	837	
その他の経常収益	2,935	
経常費用		53,456
資金調達費用	1,535	
預金利息	1,186	
譲渡性預金利息	8	
コールマネー利息及び売渡手形利息	△ 28	
債券貸借取引支払利息	240	
借用金利息	67	
社債利息	53	
その他の支払利息	8	
役務取引等費用	4,518	
その他業務費用	16,863	
営業経費	27,096	
その他経常費用	3,441	
貸倒引当金繰入額	333	
その他の経常費用	3,108	
経常利益		8,661
特別利益		3
固定資産処分益	3	
特別損失		123
固定資産処分損	91	
減損損失	32	
税金等調整前当期純利益		8,541
法人税、住民税及び事業税	2,493	
法人税等調整額	△ 57	
法人税等合計		2,436
当期純利益		6,105
親会社株主に帰属する当期純利益		6,105

## 会計監査人の監査報告書謄本

### 独立監査人の監査報告書

株式会社 琉球銀行  
取締役会 御中

2019年5月8日

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 耕田 一英 ①  
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 石川 琢也 ①

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社琉球銀行の2018年4月1日から2019年3月31日までの第103期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

#### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

株式会社 琉球銀行  
取締役会 御中

2019年5月8日

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 耕田 一 英 印

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 石川 琢 也 印

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社琉球銀行の2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社琉球銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告書謄本

### 監査報告書

監査役会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第103期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受け、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な営業店において業務及び財産の状況を調査いたしました。  
また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ②取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成るグループ企業の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。  
なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及びEY新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
  - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）について「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

##### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において有効である旨の報告を取締役等及びEY新日本有限責任監査法人から受けております。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年5月9日

株式会社 琉球銀行 監査役会

常勤監査役 豊田 良二 ㊞

社外監査役 高橋 俊介 ㊞

社外監査役 中山 恭子 ㊞

社外監査役 北 川 洋 ㊞

## 株主総会会場のご案内

場 所：那覇市泉崎2丁目46番地 TEL(098)853-2111  
ANAクラウンプラザホテル沖縄ハーバービュー 2階 彩海の間

交 通：「那覇バスターミナル」または  
「ゆいレール壺川駅」より徒歩約10分



### ご注意

会場の駐車場は大変な混雑が予想されます。駐車できない場合もありますので、なるべく公共交通機関をご利用の上ご来場くださいますようお願い申し上げます。